

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）					
区分		単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	区分		単位	利用料金の上限額 （1回につき）	備考	
催事場	舞台設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>12,740</u>		舞台設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>13,070</u>	
		演台	[略]	<u>560</u>	[略]		演台	[略]	<u>570</u>	[略]
		舞台用幕	[略]	<u>6,370</u>			舞台用幕	[略]	<u>6,540</u>	
	音響設備	放送設備	[略]	<u>4,070</u>	[略]	音響設備	放送設備	[略]	<u>4,180</u>	[略]
		演奏ワゴン	[略]	<u>2,300</u>	[略]		演奏ワゴン	[略]	<u>2,360</u>	[略]
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>970</u>			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
		ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>970</u>			ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
		DVDプレーヤー	[略]	<u>970</u>			DVDプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
		はね返りスピーカー	[略]	<u>700</u>			はね返りスピーカー	[略]	<u>720</u>	
		マイクロホン	[略]	<u>560</u>			マイクロホン	[略]	<u>570</u>	
	携帯用拡声器	[略]	<u>760</u>	[略]	携帯用拡声器	[略]	<u>780</u>	[略]		
	照明設備	フットライト	[略]	<u>700</u>		照明設備	フットライト	[略]	<u>720</u>	
		アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,090</u>			アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,120</u>	
		ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>560</u>			ロアホリゾントラ イト	[略]	<u>570</u>	
		ボーダーライト	[略]	<u>870</u>			ボーダーライト	[略]	<u>890</u>	
		サスペンションラ イト	[略]	<u>1,090</u>			サスペンションラ イト	[略]	<u>1,120</u>	
		シーリングライト	[略]	<u>1,710</u>			シーリングライト	[略]	<u>1,750</u>	
		シーリングライト （リング上）	[略]	<u>870</u>			シーリングライト （リング上）	[略]	<u>890</u>	
		スタンド式ライト	[略]	<u>290</u>			スタンド式ライト	[略]	<u>300</u>	
		クセノンピンスポ	[略]	<u>5,970</u>			クセノンピンスポ	[略]	<u>6,130</u>	

		ットライト				
映像 設備		ビデオカメラ	[略]	<u>1,810</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,810</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>950</u>		
		スクリーン	[略]	<u>510</u>		
スポーツ 用具 等		テニス用具	[略]	<u>640</u>	[略]	
		バレーボール用具	[略]	<u>640</u>	[略]	
		バドミントン用具	[略]	<u>410</u>	[略]	
		卓球用具	[略]	<u>810</u>	[略]	
		電光表示盤	[略]	<u>5,700</u>	[略]	
その他		ピアノ	[略]	<u>4,340</u>		
会議 場	音響 設備		マイクロホン	[略]	<u>560</u>	
			[略]			
			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>970</u>	
			DVDプレーヤー	[略]	<u>970</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>760</u>	[略]	
	照明 設備		ピンスポットライト	[略]	<u>1,500</u>	
	映像 設備		液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,140</u>	[略]
			液晶プロジェクター2	[略]	<u>850</u>	[略]
			プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,200</u>	
			液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,200</u>	
			ビデオカメラ	[略]	<u>1,810</u>	
			WEBカメラ	[略]	<u>1,810</u>	
			オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,420</u>	
		スクリーン	[略]	<u>510</u>		
その他		[略]				
		ポータブルステージ	[略]	<u>450</u>		
		インターネット設備	[略]	<u>510</u>		

[略]

		ットライト				
映像 設備		ビデオカメラ	[略]	<u>1,860</u>		
		WEBカメラ	[略]	<u>1,860</u>		
		オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>970</u>		
		スクリーン	[略]	<u>520</u>		
スポーツ 用具 等		テニス用具	[略]	<u>660</u>	[略]	
		バレーボール用具	[略]	<u>660</u>	[略]	
		バドミントン用具	[略]	<u>420</u>	[略]	
		卓球用具	[略]	<u>830</u>	[略]	
		電光表示盤	[略]	<u>5,850</u>	[略]	
その他		ピアノ	[略]	<u>4,450</u>		
会議 場	音響 設備		マイクロホン	[略]	<u>570</u>	
			[略]			
			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
			DVDプレーヤー	[略]	<u>1,000</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>780</u>	[略]	
	照明 設備		ピンスポットライト	[略]	<u>1,540</u>	
	映像 設備		液晶プロジェクター1	[略]	<u>3,220</u>	[略]
			液晶プロジェクター2	[略]	<u>870</u>	[略]
			プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,230</u>	
			液晶ディスプレイ65型	[略]	<u>1,230</u>	
			ビデオカメラ	[略]	<u>1,860</u>	
			WEBカメラ	[略]	<u>1,860</u>	
			オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,460</u>	
		スクリーン	[略]	<u>520</u>		
その他		[略]				
		ポータブルステージ	[略]	<u>460</u>		
		インターネット設備	[略]	<u>520</u>		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。